

木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する  
 住民訴訟控訴審判決について

1. 趣旨

令和5年1月11日、広島高等裁判所において住民訴訟控訴審の判決があったため、判決骨子及び今後の対応等について報告する。

2. 控訴審の経過等

令和4年	3月30日	広島地方裁判所の第1審判決
	4月13日	広島高等裁判所へ控訴状提出
	6月2日	広島高等裁判所へ控訴理由書提出
	9月7日	控訴審口頭弁論
令和5年	1月11日	広島高等裁判所の控訴審判決
	1月25日	上告期限

3. 判決骨子

(1) 主文の要旨	本件控訴をいずれも棄却する。
(2) 主な争点	本件訴えについて、適法な住民監査請求が前置されたか、本件補助金の交付と庄原市の受けた損害との因果関係なども争われたが、主な争点は、①本件各補助金の交付が、地方自治法232条の2に反するか、②滝口前市長にそのことに関して故意又は過失が認められるかの2点である。
(3) 理由の骨子	<p>1 上記①の点については、本件各補助金の交付目的の正当性を認めつつも、原料の調達可能性、成果物の販路の確実性、自己資金の調達可能性のいずれにおいても、本件事業の実現可能性は、相当低かったから、本件各補助金を交付することとした滝口前市長の判断は、社会通念上著しく妥当性を欠き、その裁量の範囲を逸脱して行われ、本件各補助金の交付は、地方自治法232条の2に反する。</p> <p>2 上記②の点については、本件各補助金の交付決定に当たり、滝口前市長においては、担当の庄原市職員を介して、上記実現可能性に関する具体的事情を把握し、本件事業の実現可能性等を調査確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったといわざるを得ず、地方自治法232条の2に反する交付決定を行った滝口前市長の判断には、過失が認められる。</p> <p>3 本件各補助金の交付と庄原市の損害との因果関係も認められ、被控訴人らの請求には理由がある。</p>

#### 4. 市の方針

市は、民事訴訟法第 312 条の規定による上告及び同法第 318 条の規定による上告受理申立を行わない。

##### 判断理由

広島地方裁判所の第 1 審判決に対して、市側の主張を行うため、広島高等裁判所へ控訴した。

控訴審判決は、市の主張は採用できないとして棄却され、第 1 審同様の判決となったことから、市は最高裁判所への上告はしないこととする。

#### 5. その他

##### (1) 補助参加人の上告への対応

補助参加人が民事訴訟法第 45 条第 1 項の規定により上告の手續をした場合、市は上告人となる。

##### (2) 控訴に要した経費

	予算額	執行額
弁護士への委託費	着手金 2,310 千円	2,310 千円
	成功報酬 4,950 千円	
印紙代	20 千円	20 千円
計	7,280 千円	2,330 千円

#### 【関係法令】

##### ■ 民事訴訟法

##### (補助参加人の訴訟行為)

第 45 条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時における訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。

##### (上告の理由)

第 312 条 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

##### (上告受理の申立て)

第 318 条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。